

大学院の学費・留学費用等の教育費が特別受益と認められなかった事例

【文 献 種 別】 決定／名古屋高等裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 5 月 17 日
【事 件 番 号】 平成 31 年（ラ）第 66 号
【事 件 名】 遺産分割審判に対する即時抗告事件
【裁 判 結 果】 抗告棄却（確定）
【参 照 法 令】 民法 903 条・906 条
【掲 載 誌】 判時 2445 号 35 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25566378

金沢大学教授 合田篤子

事実の概要

X（相手方・原審申立人）及び Y₁（原告人・原審相手方）は亡 A（大正 13 年生まれ）と Y₂（相手方・原審相手方）との間の子であり、Y₂は亡 A の妻、Y₃（相手方・原審相手方）は亡 A と前妻 E との間の子である。平成 26 年 3 月、亡 A が死亡し相続が開始した。本件は、X が Y₁ に対し、亡 A の遺産分割を求めて申し立てた調停が不成立で終了し、審判手続に移行して審理された事案である。

争点は多岐にわたるが、原審（名古屋家審 31・1・11 判時 2445 号 38 頁）では、主に法定相続人のうち X と Y₁ が 53 点に及ぶ特別受益（主に宝飾品、現金の贈与、大学院の学費、留学費用等）を互いに主張している。原審は、X については 407 万 3560 円（留学中の一定期間における国民年金保険料立替払い、X が自認する宝飾品等）、Y₁ については 178 万 9898 円（Y₁ が自認する贈与等）を、それぞれの特別受益と認めたが、双方のその他の主張については、いずれも特別受益にはあたらないとした。

これに対し、Y₁ が即時抗告をした。抗告理由では、原審が、株式の一部につき X に単独取得させ、Y₁ に代償金支払いを命じた点と、X の上智大学、同大学院の学費及び 10 年間に及ぶ仏、英、米への海外留学時の学費等が特別受益に該当しないと判断した部分につき、不服である旨が述べられている。

決定の要旨

抗告棄却。

「Y₁ は、X の 2 年間の大学院生活や、その後の 10 年間に及ぶ海外留学生活に対する A の費用負担は、同じく A の子である Y₁ に対する学費等の費用負担と著しく均衡を失するものであり、当時の社会通念上も異例なものであるから、上記大学院の学費、留学費用は特別受益として考慮されるべきである旨主張する。

しかし、学費、留学費用等の教育費については、被相続人の生前の資産状況、社会的地位に照らし、被相続人の子である相続人に高等教育を受けさせることが扶養の一部であると認められる場合には、特別受益には当たらないと解するのが相当である。そして、A 一家は教育水準が高く、その能力に応じて高度の教育を受けることが特別なことではなかったこと、X が学者、通訳者又は翻訳者として成長するために相当な時間と費用を費やすことを A が許容していたこと、X が、自発的に A に相当額を返還していると認められること、A が、X に対して、援助した費用の清算や返済を求めるなどした形跡はないことは、原審判の『理由』中の第 3 の 3 (1) で認定・説示するとおりである。また、A は、生前、経済的に余裕があり、Y₁ や Y₁ の妻に対しても、高額な時計を譲り渡したり、宝飾品や金銭を贈与したりしていたこと、Y₁ も一橋大学に進学し、在学期間中に短期留学していること、A が支出した大学院の学費や留学費用の

額、Aの遺産の規模等に照らせば、Xの大学院の学費、留学費用は、Xの特別受益に該当するものではなく、仮に特別受益に該当するとしても、Aの明示又は黙示による持戻免除の意思表示があったものと認めるのが相当である。

Y₁は、昭和63年から平成2年当時、Xの収入は少なく、Xには、Aに返済ができるような経済余裕はなかった旨主張する。しかし、Xの預金履歴によれば、当時、Xには相応の収入があったことが認められ、Aに対する返済が不可能な状況であったとは認められない。また、Y₁は、Aには持戻免除の意思がなかったからこそ、Xへの援助記録が几帳面に残されている旨主張する。しかし、相手方Y₂作成の家計簿には、Xへの送金だけではなく、消耗品の購入代金や光熱費等の支払も詳細に記載されており（なお、家計簿に支出を記録していたのは相手方Y₂であってAではない。）、援助記録が几帳面に残されていたこととAの持戻免除の意思が関連するとは認められない。」

判例の解説

一 特別受益にあたる生計の資本のための贈与

民法903条は、共同相続人中に被相続人から遺贈または婚姻や養子縁組もしくは生計の資本として生前贈与など特別受益を受けている者がいる場合に、これらの受益額が特別受益者の相続分算定において斟酌されることを定める。日本の持戻しの規定は、ゲルマン法とローマ法を包括的に継受したものと理解されており、他の共同相続人との不均衡を調整するために相続分の前渡しとしての意義を有する生前贈与あるいは遺贈をもって、持戻しの義務に服せしめるのが同時に被相続人の意思にも合致するという推測に由来するものである¹⁾。換言すれば、本条は、被相続人の遺産処分の自由の範囲の拡大に助力し、被相続人の意思尊重に配慮するとともに、特別受益を受けている共同相続人の二重利得を防止して、共同相続人相互の公平を企図するものである²⁾。

「生計の資本としての贈与」とは、典型的には子が別世帯をもつためになされた不動産の贈与や営業資金の贈与など、広く生計の基礎として有用な財産上の給付を意味する。しかし、被相続人の財産状態に照らして夫婦間の生活保持義務、親族

間の扶養義務の範囲内のものであると評価できる場合は特別受益には含まれず、これらの義務の範囲を超えた贈与のみが、特別受益として持戻しの対象になると解されている³⁾。

二 大学院の学費、留学費用等の特別受益性

これまでも教育費（学資・高等教育費用）が特別受益に該当するか否かが議論されてきた。特に義務教育を超える高等教育（一般には大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指す）の費用が問題となってきたが、本人にとって将来の生計の基礎や生活能力取得の基礎となるものであるから、一般には、生計の資本たる贈与として特別受益性が肯定される⁴⁾。しかしながら、その範囲については見解が分かれている。高等教育に要した費用については、被相続人の社会的地位や資力にかかわらず、すべて生計の資本たる特別受益として考慮すべきとの見解⁵⁾がある。この見解の前提としては、高等学校までが扶養義務としての教育であり、それ以上は子に対する贈与ととらえるべきとの判断がある⁶⁾。これに対して、被相続人の資力や社会的地位に照らして相当の範囲内あるいは「子に対する扶養」の範囲内のものであれば生計の資本としての贈与とは認められず、この範囲を超えるものについてのみ特別受益として評価すべきとの見解が有力である⁷⁾。

本件でも争点となった大学院の学費や留学費用の特別受益性を判断するには、親の扶養義務の範囲の捉え方が重要になってくる。この点、大学進学率が50%を超え、大学院進学も少なくなく、海外留学が珍しくない現代社会において、高等教育を受けたか否かという単純な視点では、この論点は語りきれなくなっているとの指摘もある⁸⁾。また、海外留学が卒業要件とされる大学も現れている今日では、扶養義務の範囲内との認定がされやすい状況が生まれているといえよう。

他方、教育費が「生計の資本としての贈与」にあたるか否かという形式が重要なのではなく、金額等に照らし、他の相続人との関係で公平性を確保することが必要なのかといった観点から実質的に判断すべきとの指摘もある⁹⁾。つまり、共同相続人間の公平性という特別受益制度の趣旨を踏まえ、教育費については、当該家庭の経済的事実等によって判断されるとともに、「他の相続人との

バランスの観点」¹⁰⁾から判断することを強調する立場である。

裁判例では、すでに昭和30年代から、被相続人の資産収入、社会的地位等に照らし、扶養の範囲内あるいは扶養の当然の延長としてこれに準ずるものとみるのが相当な場合には教育費を特別受益としては計上せず、さらに相続人間の公平も考慮して、具体的個別的に特別受益性を判断する枠組みが一般的になっていた¹¹⁾。特別受益性を肯定する裁判例¹²⁾と否定する裁判例¹³⁾に分かれるが、公表裁判例としては否定する裁判例の方が多い。

たとえば、肯定裁判例である札幌高決平14・4・26（家月54巻10号54頁）は、長男が昭和40年代に大学に進学し、授業料や生活費を被相続人が負担していた一方、長女は中学卒業後、家業の農業に従事し、次女は被相続人に給料の一部を渡していたとの事案であり、長男の特別受益が認定されている。

これに対して、大阪家堺支審昭35・8・31（家月14巻12号128頁）は、昭和20年代に国立大学医学部に進学した相続人の学資が「扶養の当然の延長ないしこれに準じるものとみるのが相当」であるとして特別受益性を否定した事案であるが、それは、その他の共同相続人らが受けた学資や持参金などの嫁資がほぼ同程度であり、いずれも遺産分割の対象として考慮する必要がないことが理由となっている。京都地判平10・9・11（判タ1008号213頁）でも、相続人のうち長男のみが歯科大学の学資を受けていたにもかかわらず、特別受益であることが否定された。具体的な根拠としては、生前の被相続人の資産収入や家庭環境の他、その他の共同相続人全員が大学教育を受けていたこと、また、開業医である被相続人が長男による家業の承継を望んでいたことが認定され、「扶養の当然の延長ないしこれに準じるもの」と判断されている。

また、大阪家審昭50・3・26（家月28巻3号68頁）はやや特殊なケースではあるが、共同相続人中に、教育費の支弁を受けた者と結婚費用を支弁された者がおり、両者の間では特に特別受益として考慮する必要のない程度のものであるが、疾病が原因で義務教育を履修せず、まったく教育費の支弁を受けなかった相続人との関係では、特別受益を受

けているとの判断を行っている。

三 持戻し免除の意思表示

前述の通り、特別受益の持戻しは、共同相続人間の公平を図ると同時に、被相続人の通常の意味の推測を基調とするものである。つまり、相続財産を処分する自由はもともと被相続人に専属することから、民法903条3項は、贈与財産の持戻しや贈与の価額を本来の相続分から差し引くことを要しないとする被相続人の持戻し免除の意思表示を有効なものと定めている¹⁴⁾。

持戻し免除の意思表示の方法については、特別の方式を必要とせず（高松家丸亀支審昭37・10・31家月15巻5号85頁）、生前行為であるか遺言であるか、明示であるか黙示であるかも問わない¹⁵⁾。明示の意思表示が問題となることはほぼなく、実務上は贈与をした経緯、趣旨、その後、被相続人が受贈者から利益を得ていたかなどを総合的に考慮して、黙示の意思表示を認定しているとされる¹⁶⁾。近時は、持戻し免除の黙示の意思表示の存在を広く推認すべきとの見解も主張されている¹⁷⁾。これに対して、裁判例には持戻しを原則とするものも多く、2018年に新設された民法903条4項との関係も含め、特別受益性と持戻し免除の意思表示の関係を整理、再検討すべきとの指摘がある¹⁸⁾。

これまで、本決定と同様に、特定の相続人が受けた教育費について特別受益には該当しないとの認定をしながらも、いわば補足的に「仮に特別受益と評価しうるとしても、特段の事情のない限り、被相続人の持戻し免除の意思が推定される」¹⁹⁾との判断枠組みを示した裁判例がある。ただし、この裁判例では「特段の事情」についての具体的例示はなかった。

四 本決定の意義・評価

遺産分割においては、共同相続人間で教育費の特別受益性が争われることが少なくないところ、本決定は大学院の学費、留学費用等の教育費が特別受益には該当しないとの一事例を示したのと同時に、持戻し免除の意思表示が推認される具体例を示した点で実務上、意義がある。

本決定では、教育費が特別受益に該当するか否かの判断枠組みを次のように示している。すなわ

ち、「被相続人の生前の資産状況、社会的地位に照らし、被相続人の子である相続人に高等教育を受けさせることが扶養の一部であると認められる場合には、特別受益には当たらない」とした上で、他の共同相続人と比較し、公平性を判断する枠組みである。前述の通り、これは、これまでの裁判例を踏襲したものである。本件では具体的に、A一家の教育水準が高く、高度な教育を受けることが特別ではなかったこと、また、Aが経済的に余裕があり、Y₁にも高額な贈与や学費（大学の学費、短期留学費用も含む）を負担していることから、Xの大学院費用や留学費用の特別受益性を否定している。

もっとも、本件の事案の特徴は、Xの2年間の大学院生活及び、その後の10年間にも及ぶ海外留學生活に対する費用をAが負担していたという点にある。特に10年間に及ぶ留學については「高等教育としても一般的であるとはいえない」²⁰⁾との評価や、「いかに高学歴の家庭であっても、Xの学歴は通常のものとはいえない」²¹⁾との評価も可能であり、特別受益性が肯定される要素もあった。しかしながら、本決定ではこのような事案であっても特別受益性を否定しており、実務上、参考になると思われる。さらに、本件原審及び本決定はいずれも、「仮に特別受益に該当するとしても、被相続人の明示又は黙示による持戻免除の意思表示があったと認めるのが相当である」との、いわば補足的な理由づけも行っている。前述の通り、このような判断枠組みを示す裁判例はこれまでもみられたが、本決定では、持戻し免除の意思表示が推認される根拠として、Xが学者、翻訳者として成長するために相当な時間と費用を費やすことをAが許容していたことや、Aが、Xに対して援助した費用の清算や返済を求めるなどした形跡がない等の事実が挙げられており、参考となる。特に後者については親子間で教育費の返済を求めないことがわが国では一般的かと思われ、今後は、教育費に関する特別受益性が肯定される場合が限定的になっていくことが予想される。

●——注

- 1) 谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法(27)〔補訂版〕』(有斐閣、2013年) 184頁〔有地・床谷〕、原田慶吉『日本民法典の史的素描』(創文社、1954年) 218頁以下。
- 2) 中川善之助編集『注釈相続法(上)』(有斐閣、1954年)

- 170頁〔薬師寺志光〕。
- 3) 潮見佳男『詳解相続法』(弘文堂、2018年) 201頁。
- 4) 松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール相続』(日本評論社、2016年) 71頁〔木村敦子〕。
- 5) 谷口＝久貴・前掲注1) 207頁〔有地・床谷〕。
- 6) 谷口＝久貴・前掲注1) 207頁〔有地・床谷〕。
- 7) 園田格「相続分の算定」『家族法大系VI相続(1)』(有斐閣、1960年) 289頁、松原正明『全訂判例先例相続法II』(日本加除出版、2006年) 38頁、潮見・前掲注3) 201頁、松川＝窪田・前掲注4) 71頁〔木村敦子〕。
- 8) 潮見佳男編『新注釈民法(19)』(有斐閣、2019年) 273頁〔本山敦〕。
- 9) 窪田充見『家族法〔第4版〕』(有斐閣、2019年) 415頁。
- 10) 窪田・前掲注9) 415頁。
- 11) たとえば、大阪家審支審昭35・8・31家月14巻12号128頁。東京家庭裁判所身分法研究会「生計の資本としての特別受益認定の基準について——学資を中心として」ジュリ474号(1971年) 142頁も参照。
- 12) 高松家丸亀支審昭37・10・31家月15巻5号85頁、札幌高決平14・4・26家月54巻10号54頁、東京高決平17・10・27家月58巻5号94頁。
- 13) 大阪家審支審昭35・8・31家月14巻12号128頁、福井家審昭40・8・17家月18巻1号87頁、東京高決昭42・1・11家月19巻6号55頁、福岡家審支審昭55・10・9家月33巻10号90頁、京都地判平10・9・11判タ1008号213頁。
- 14) 中川善之助＝泉久雄『相続法〔第4版〕』(有斐閣、2000年) 275頁。
- 15) 潮見編・前掲注8) 278頁〔本山敦〕。
- 16) 千藤洋三「民法903条3項でいう意思の表示について」関法38巻2＝3号(1988年)300頁、能見善久ほか編『論点体系判例民法〔第3版〕11相続』(第一法規、2019年) 114頁〔大塚正之〕。
- 17) 辻朗「特別受益をめぐる諸問題」野田愛子ほか編『新家族法実務大系(3)』(新日本法規、2008年) 256頁、松原・前掲注7) 80頁。
- 18) 松尾知子「特別受益性と持戻し免除の意思表示の推認」現代民事判例研究会『民事判例23』(日本評論社、2021年) 113頁。
- 19) 大阪高決平19・12・6家月60巻9号89頁。
- 20) 本件無記名評釈・判時2445号35頁。
- 21) 本件原審・判時2445号41頁。